

自然災害等発生時の対応について（令和8年5月28日改訂）

- 1 「レベル4 危険警報（氾濫・大雨・土砂災害・高潮のいずれか）」が発令された場合

登校時において、大洲市または居住地域に発令された場合は、自宅待機とする。「レベル4 危険警報」が正午までに解除された場合は、安全を確認して登校する。正午の時点で「レベル4 危険警報」が継続している場合は、終日自宅待機とする。

なお、風水害等の大規模災害直後に2次災害のおそれがあると学校または愛媛県教育委員会が判断した場合は、同上の措置をとる。

- 2 「暴風警報・暴風雪警報」または「レベル5 特別警報（氾濫・大雨・土砂災害・高潮のいずれか）およびその他の特別警報」が発令された場合

登校時において、大洲市または居住地域に発令された場合は、自宅待機とする。正午までに解除された場合は、1と同様とする。

- 3 風水害等による「避難指示」が発令された場合

登校時において、大洲市肱南（久米・柚木）地区＜本校所在地＞または居住地域に発令された場合は登校を見合わせ、その指示に従い安全を確保する。登校後に大洲市全域に上記が発令された場合は、状況を判断して指示をする。正午までに解除された場合は、1と同様とする。

- 4 「1、2以外の警報」や「注意報」が発令された場合

原則として学校は平常授業を実施するが、各自が状況を的確に判断し、安全な登校が困難な場合は自宅待機とする。安全な登校が可能になり次第、十分注意して登校する。

- 5 地震が発生した場合

大洲市または居住地域で地震が発生し、震度5弱以上または自宅や周囲の建造物が倒壊した（またはそのおそれがある）場合は、安全な場所に避難し、登校を見合わせる。安全な登校が可能になれば登校する。在校時に大規模な地震が発生した場合は、直ちに安全な場所へ避難するが、地域の被害状況によっては保護者の迎えを求めることがある。

- 6 自然災害等により通常利用する公共交通機関が運休・遅延した場合

他の交通手段を利用するなどして、安全に留意して登校する。ただし、安全に登校できない場合や他の交通手段が利用できない場合は自宅待機とし、学校に連絡する。

7 Jアラート（全国瞬時警報システム）が発信された場合

(1) 在宅中（登校前）

愛媛県が対象地域に指定された場合は、報道等の情報を基に避難行動を取り、原則として自宅待機とする。正午の時点で安全を確認できない場合は、終日自宅待機とする。

(2) 登校中

周辺の頑丈な建物の中や物陰に避難し、安全確認の次報があるまで避難態勢をとる。自宅に近い場合には帰宅し、学校に近い場合は登校して校舎内に避難する。正午の時点で安全を確認できない場合は、終日自宅待機とする。

(3) 下校中

登校中と同様の避難行動をとる。学校に避難した生徒は、安全が確認され次第、速やかに帰宅するが、状況により保護者の迎えを求めることがある。

8 原子力発電所事故が発生した場合

緊急放送や防災無線等で事故発生の一報があった場合は、次のように対応するが、授業開始等の連絡は、随時、マチコミ及び学校ホームページで情報を提供する。

(1) 在宅中（登校前）

自宅待機し、窓・ドア・カーテンを閉め、エアコン・換気扇を停止する。以後、公共放送や行政機関等の指示に従い、避難や待機をする。

(2) 登校中

周辺の建物の屋内に避難するが、自宅に近い場合には速やかに帰宅し、学校に近い場合は速やかに登校して校舎内に避難する。屋内においては、在宅中と同様に対処する。

(3) 下校中

登校中と同様の避難行動をとる。学校に避難した生徒は、安全が確認され次第、速やかに帰宅するが、状況により保護者の迎えを求めることがある。

－留意事項－

- 1 電話による学校への問い合わせはしない。
- 2 臨時休業や授業開始時刻の変更等の決定は、マチコミ及び学校ホームページで連絡する。
- 3 「自宅待機」は、いつでも登校できる準備をして自宅学習を行うことであり、安全確保以外の私的な外出をしない。
- 4 通学路の危険場所は、事前にホームルーム担任に申し出ておく。
- 5 災害等の事情による自宅待機（遅刻・欠席等）があった場合は、登校の危険性を考慮した上で、公欠等の扱いを判断する。